

雇用保険を受けている期間中にボランティア等を行った場合、
雇用調整助成金を受けている休業事業所の労働者が
ボランティア等を行った場合の取扱いに関する Q & A
(令和 6 年能登半島地震関係)

【雇用保険関係】

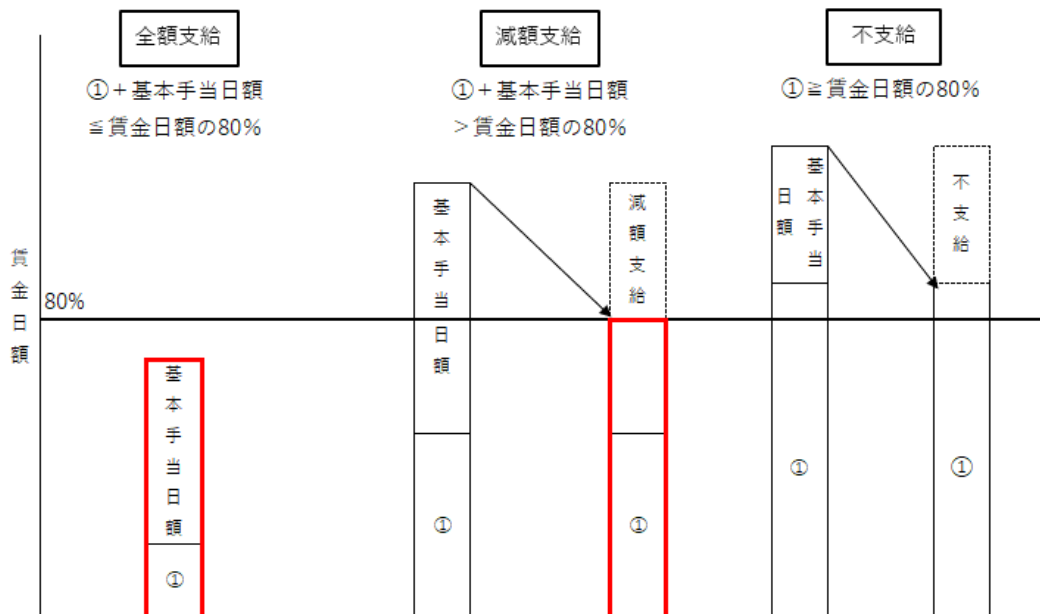
Q 1	勤めている事業所が震災により休業しているため雇用保険の基本手当を受けていますが、空いた時間に別の事業所でボランティアをしたり、他の事業所で雇用契約を結んで副業することは可能でしょうか。
A 1	<p>勤めている事業所において副業等に関するルールを定めている場合がありますので、会社の就業規則をご確認ください。</p> <p>その上で、ボランティアや雇用契約に基づく就労等を行った場合は、必ず認定日においてハローワークに申告をしてください。</p> <p>また、作業の内容、作業時間、収入等により、Q 2 のとおり基本手当の支給に影響が生じる場合があります。</p>
Q 2	勤めている事業所が震災により休業しているため雇用保険の基本手当を受けていますが、別の事業所でボランティアをした場合に、基本手当の支給がどうなるか教えてください。
A 2	<p>ボランティアをしたことにより収入を得た場合は、作業時間や1日あたりの収入額に応じ、基本手当の支給は以下のとおりとなります。</p> <p>○有償の場合</p> <p>A <u>1日の作業時間が4時間以上で、かつ、収入が賃金日額の最低額(2,746円(※))以上</u> → 作業をした日について、<u>基本手当は支給されません。</u> 基本手当が支給されない日については、<u>所定給付日数は減らず、受給期間満了年月日(原則、休業日の翌日から1年。ただし、最長で、激甚災害指定期限日まで。)</u>の範囲で繰り越されます。</p> <p>B <u>1日の作業時間が4時間未満</u> 又は C <u>1日の作業時間が4時間以上で収入が2,746円(※)未満</u> → 作業をした日について、<u>収入の額に応じて減額した上で基本手当が支給されます。</u></p> <p>※金額はいずれも令和5年8月1日現在。</p>

	<p>※交通費等の実費弁償については、収入には含まれません。</p> <p>○無償の場合</p> <p>→ 作業をした日について、<u>1日の作業時間にかかわらず、減額されることなく基本手当が支給されます。</u></p>
--	---

Q3	勤めている事業所が震災により休業しているため雇用保険の基本手当を受けていますが、別の事業所と雇用契約を結んで働いた場合に、基本手当の支給がどうなるか教えてください。
A3	<p>雇用契約に基づく労働により収入を得た場合は、労働時間や1日あたりの収入額に応じ、基本手当の支給は以下のとおりとなります。</p> <p>D <u>1日の労働時間が4時間以上</u></p> <p>→ 収入の有無を問わず、作業をした日について、<u>基本手当は支給されません。</u></p> <p>なお、基本手当が支給されない日については、所定給付日数は減らず、受給期間（原則として離職日の翌日から1年間（期間内に激甚災害指定期限日が到来する場合はその日まで）の範囲で繰り越されます。</p> <p>E <u>1日の労働時間が4時間未満</u></p> <p>→ 作業をした日について、<u>収入の額に応じて減額した上で基本手当が支給されます。</u></p>

Q4	Q2、Q3のようにボランティアや雇用契約に基づく労働により収入を得た場合であって、収入の額に応じて基本手当の支給額が減額されるケースについて、どのように減額されるのか教えてください。
A4	<p>ボランティアや雇用契約に基づく労働により収入を得た場合の減額計算は以下のとおりです（A2、Q3のB、C、Eのケース参照）。</p> <p>a) <u>1日あたりの収入が1,331円（※）以内の場合</u></p> <p>→ 作業や労働をした日について、<u>減額されることなく基本手当が支給されます。</u></p> <p>b) <u>1日あたりの収入が1,332円以上の場合</u></p> <p>→ 作業や労働をした日の基本手当の支給は、以下のとおり。 1日あたりの収入から1,331円（※）を差し引いた額を①とすると、</p>

- i) ①と計算上の基本手当日額の合計額が、賃金日額の 80 以下である場合は、基本手当は全額支給されます。
- ii) ①と計算上の基本手当日額の合計額が賃金日額の 80% を超える場合は、超える額分だけ減額された基本手当が支給されます。
- iii) ①が賃金日額の 80% 以上である場合は、基本手当は支給されません。



赤枠は支給される範囲

(例) 賃金日額 7,000 円、基本手当日額 5,068 円の方
 失業の認定に係る期間 28 日
 うち 2 日ボランティアをした
 ボランティアの 1 日あたりの収入 3,000 円

(1 日あたりの減額分)

- ・ ① = 1,669 円 (1 日あたりの収入 3,000 円 - 1,331 円 (※))
- ・ ① + 計算上の基本手当日額 = 6,737 円 (1,669 円 + 5,068 円)
- ・ 賃金日額の 80% = 5,600 円 (7,000 円 × 0.8)

6,737 円 (① + 計算上の基本手当日額)

> 5,600 円 (賃金日額の 80%)

より、上記の ii) にあてはまり、ボランティアをした日の基本手当から 1 日あたり 1,137 円 (6,737 円 - 5,600 円) 減額される。

(基本手当の支給額)

	<p style="text-align: center;"> <u>ボランティアをしなかった日 (a)</u> : <u>計算上の基本手当日額 5,068 円 × 26 日 (28 日 - 2 日)</u> <u>ボランティアをした日 (b)</u> : <u>減額後の基本手当日額 (5,068 円 - 1,137 円) × 2 日</u> より、失業の認定に係る期間 28 日分については、 <u>基本手当を 139,630 円 (a + b) 受給することとなる。</u> </p> <p> ※ 金額は、いずれも令和 5 年 8 月 1 日現在。 ※ 「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証 (第 1 面) の 14 欄と 19 欄に記載されています。 </p> <p>詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。</p>
--	--

【雇用調整助成金関係】

Q 5	勤めている事業所が雇用調整助成金を受給し、休業手当が支払われる場合であって、同期間にボランティアをして収入を得たときには、ハローワークに届け出る必要はありますか。
A 5	勤めている事業所が雇用調整助成金を受給しており、労働者が事業主から休業手当を受け取りながらボランティアをする際には、労働者はハローワークに届出をする必要はありません。別途、事業所が副業等に関するルールを定めている場合がありますので、会社の就業規則をご確認ください。